

# 緊急やむを得ない場合の電話による駐車許可申請について

緊急を要し、申請書を提出するいとまがない場合で、警察署長がやむを得ない理由があると認めるときは、電話(ファクシミリを含む。)により申請することができます。

## <例示>

緊急やむを得ない理由とは

医師、歯科医師、  
助産師、看護師、  
柔道整復師等

人の生命身体の保護に係  
る事態へ緊急に対応  
(診療)する場合

社会慣習上真にやむを得  
ない理由がある場合

親族等が救急により病院  
へ搬送されたり、危篤等で、  
遠方から駆けつけた場合

故障により車両を移動で  
きない場合

※危険防止の措置をとり、車両  
の傍らで待っている場合のみ

~~通常往診~~

~~定期看護~~

~~入院患者に対  
する見舞い~~

~~故障車両の放置~~

申請者の住所、氏名、駐車時間・場所、車両番号、  
連絡先、用務等を告げて申請する。



警察署からの指示事項

許可番号と警察署名を  
紙片に記載し車両前面  
に掲出する

××××  
東

15cm×15cm位の  
大きさの紙片に記載し  
て車両前面に掲出

~~紙片(許可  
番号)不掲出~~

駐車時間の指示を受ける

10:00~  
13:00

用務を達成するため  
必要最小限度の時間

駐車場所の指示を受ける



道路交通法第45条第1項  
「指定駐車禁止場所」

停めてはいけない場所等  
の指示を受ける



道路交通法第49の3条  
第2項・第4項  
「時間制限駐車区間」  
パーキング・メーター等

~~法定駐車  
禁止場所~~

~~交差点  
横断歩道等~~

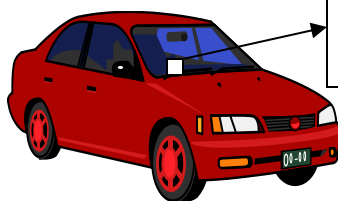
~~指定駐車  
禁止場所~~



~~法定駐車  
禁止場所~~

~~無余地場所  
歩道上等~~

用務終了後  
に警察署へ  
紙片と疎明  
資料を持参  
して下さい



××××  
東  
(紙片を掲出)

取締りを受けた時は、  
許可警察署に申告し  
て下さい